

名古屋市告示第33号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員が退任しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第4項の規定により、新たに次の委員を令和8年1月28日付けで任命しました。

令和8年1月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 退任した委員

氏名	住所	1号委員又は 2号委員の別
加納 理行	名古屋市北区駒止町 2丁目 128番地の 2	1号委員

2 新たに任命した委員

氏名	住所	1号委員又は 2号委員の別
石川 勇治	西尾市菱池町平池 2番地	1号委員

名古屋市住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所